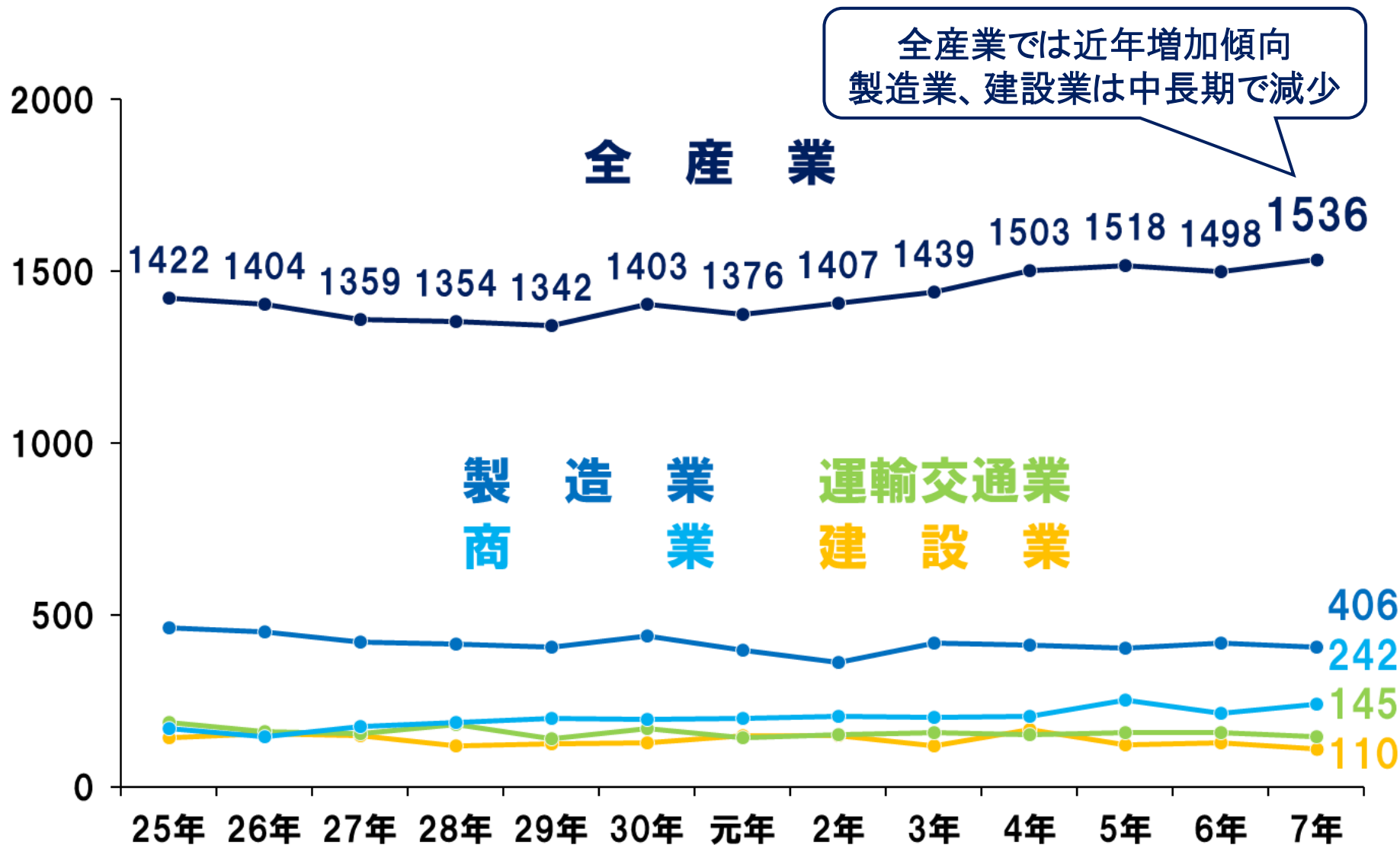


# 熱中症災害防止対策 について

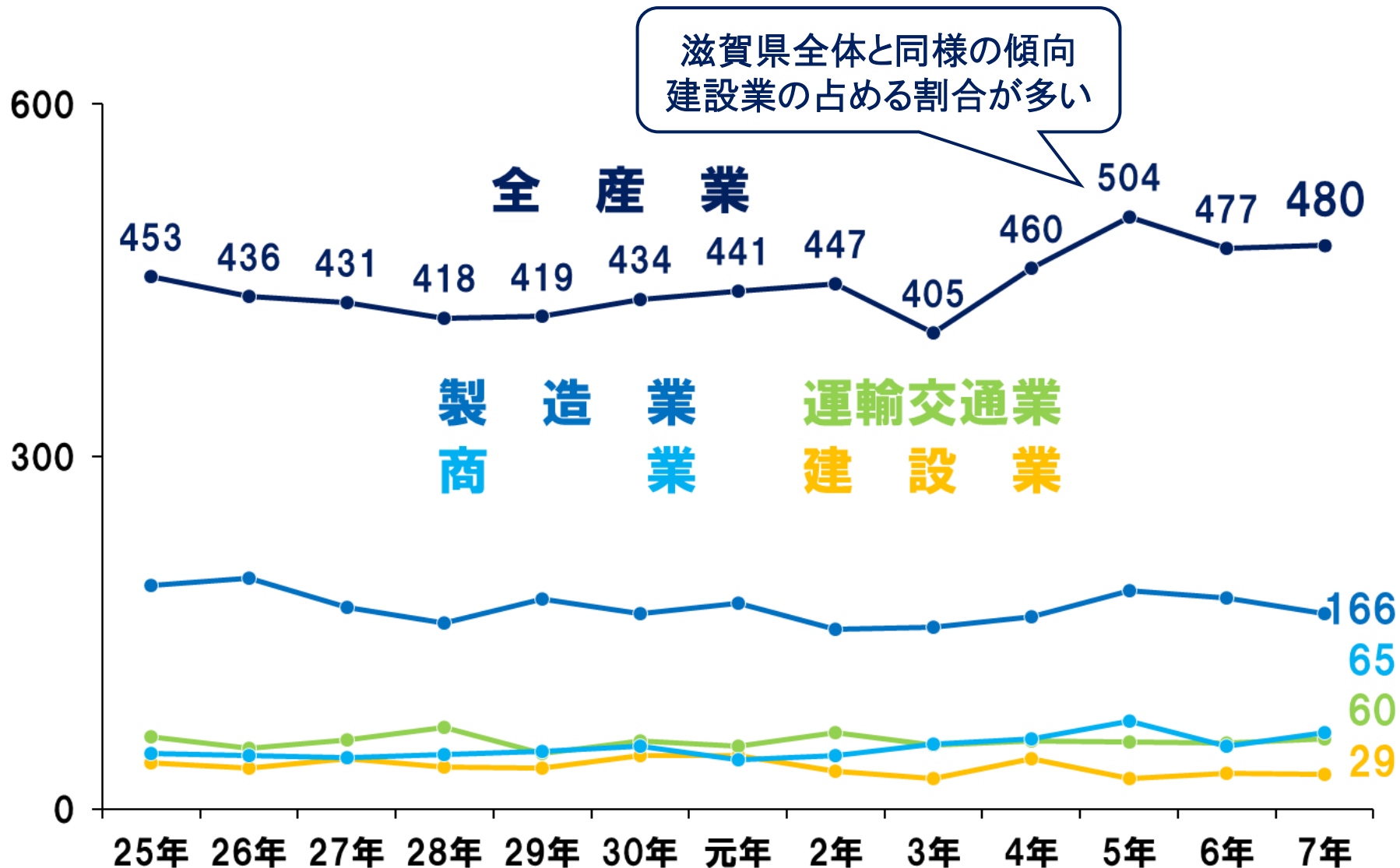
東近江労働基準監督署

# 労働災害発生状況

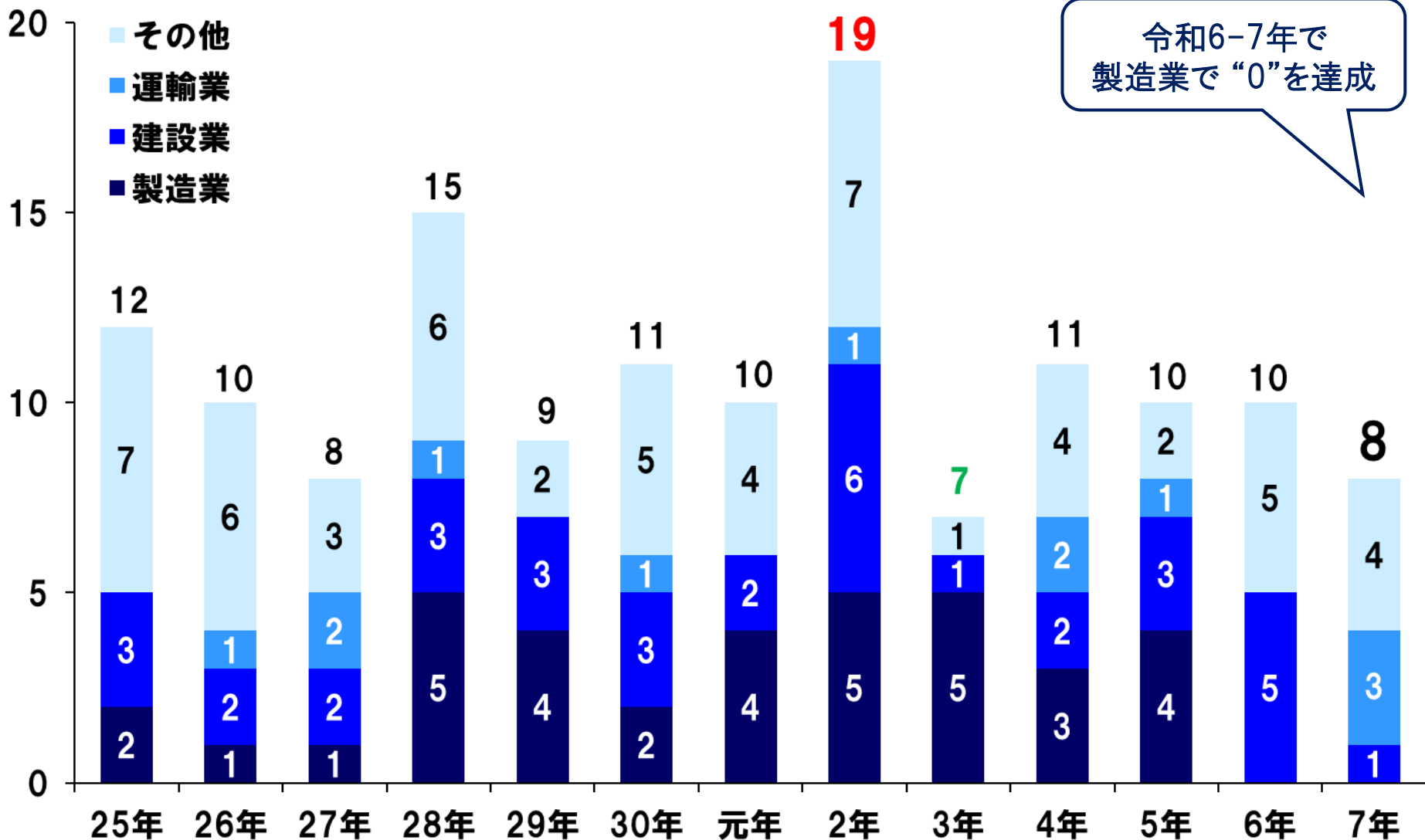
# 休業災害発生状況の推移（滋賀県）



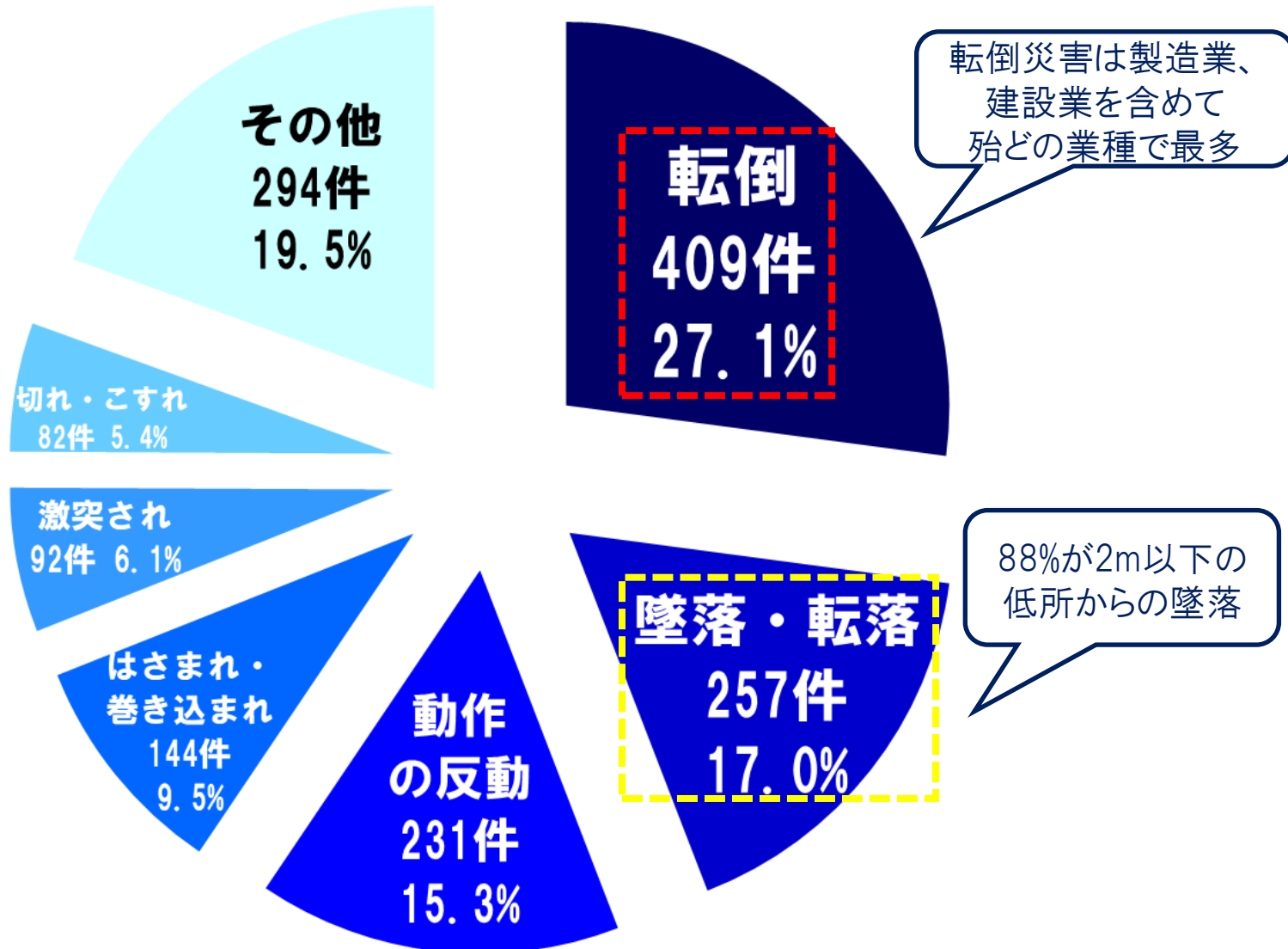
# 休業災害発生状況の推移 (東近江署)



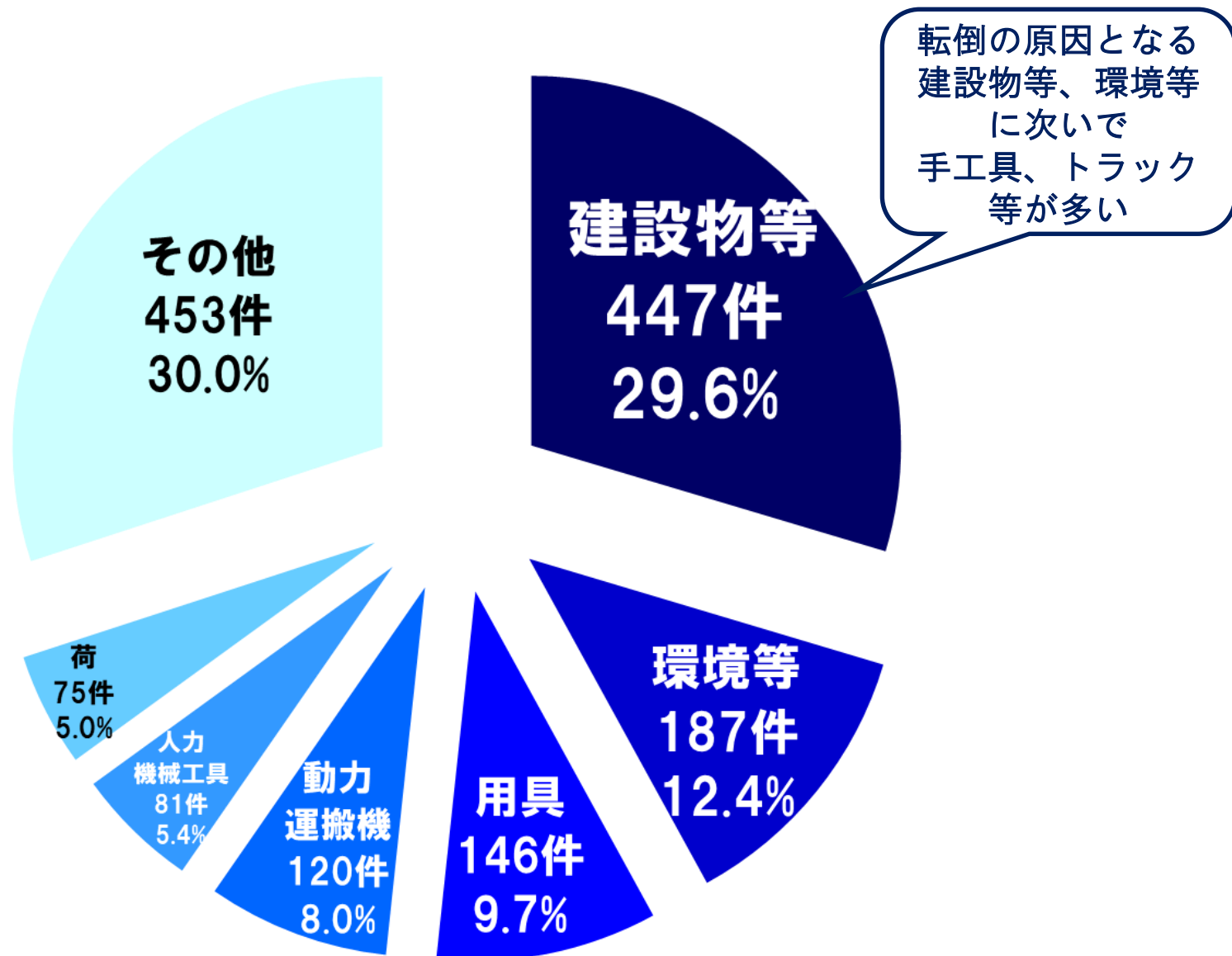
# 死亡災害発生状況(滋賀県)



# 事故の型別災害分析(滋賀県 全産業)



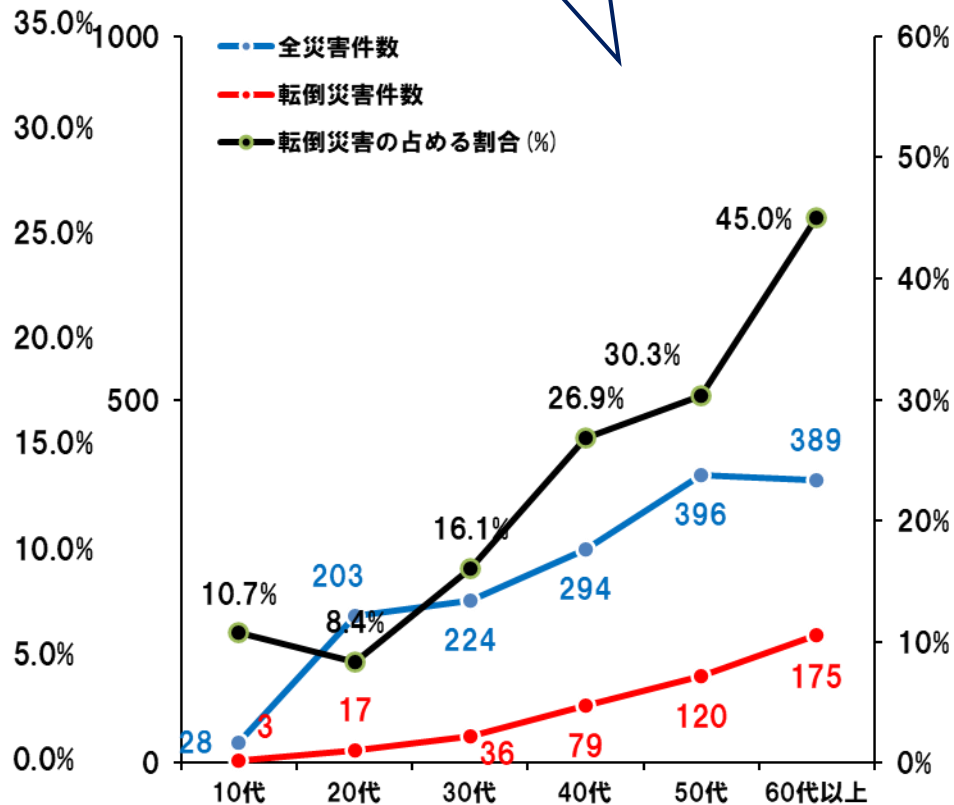
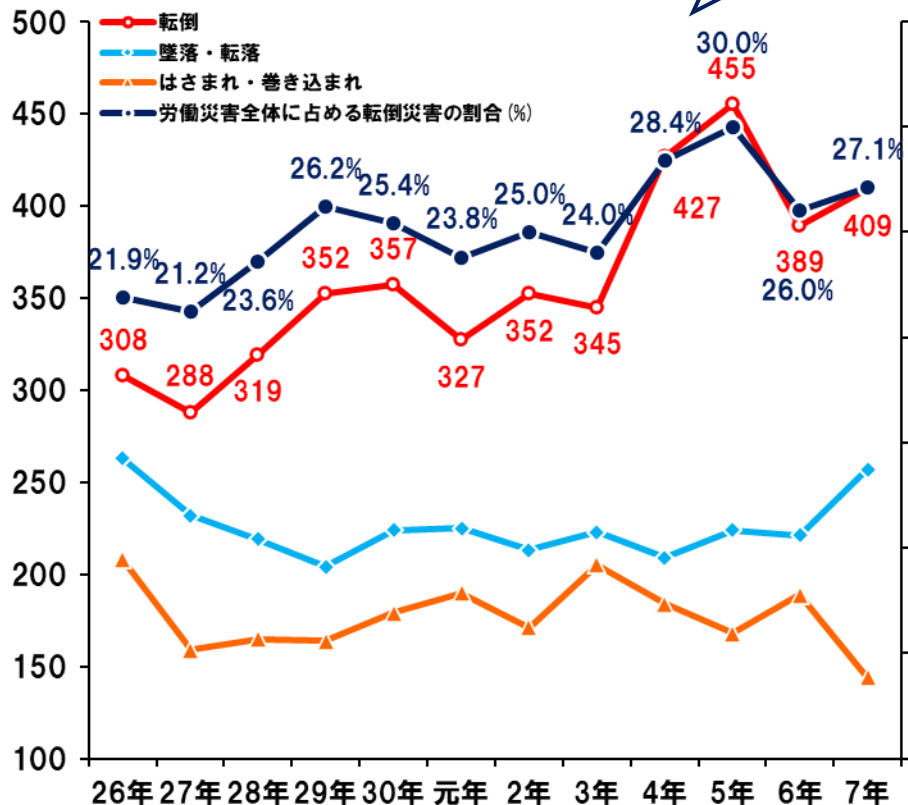
# 起因物別災害分析(滋賀県 全産業)



# 転倒災害の分析 (滋賀県 全産業)

転倒災害は  
近年、増加傾向  
過去10年で1.5倍

高齢者ほど  
転倒リスク大



# 最近の死亡災害事例

# 令和6-7年の死亡災害発生状況

- 交通事故：6件
- 墜落災害：3件
- 建設重機災害：3件
- はさまれ災害：2件
- 伐木作業：2件
- 倒壊災害：1件
- 競走馬関係：1件

# 死亡災害事例①②③

## ◆ 令和6年7月発生(商業)

被災者はミニバイクに乗車し、新聞配達業務に従事していた。交差点において乗用車と出会い頭に衝突し、死亡したものの。

## ◆ 令和6年10月発生(商業)

被災者は軽トラックに乗車し、新聞配達業務に従事していた。交差点において対向車線から右折してきたトラックと衝突し、死亡したものの。

## ◆ 令和6年10月発生(商業)

災害発生の経緯が不明であるが、新聞配達業務に従事していた被災者が道路上で倒れている状態で発見され、その後死亡が確認されたものの。

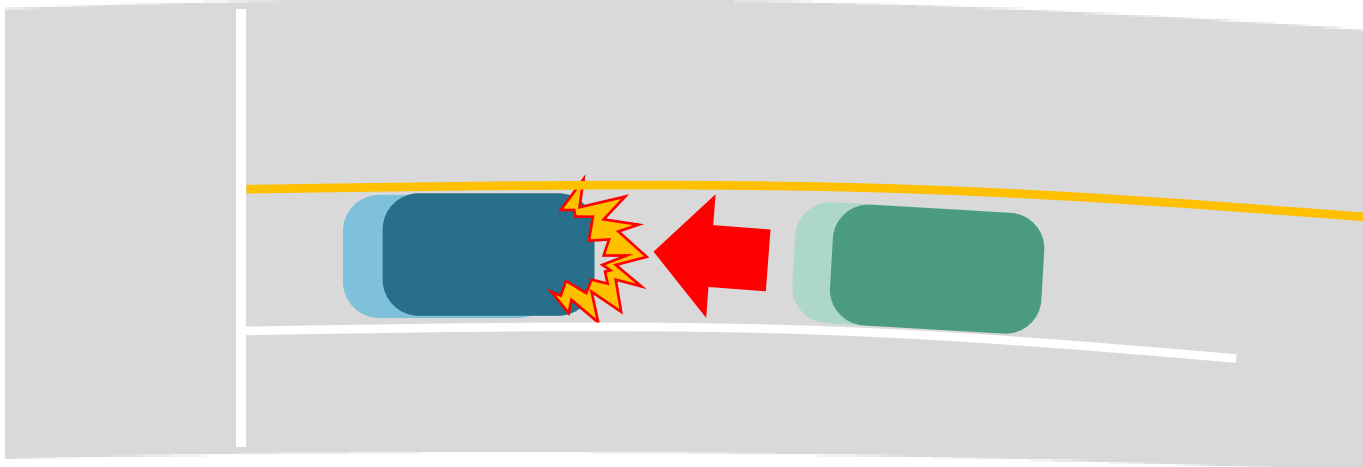
# 死亡災害事例④

◆ 令和7年7月発生（道路貨物運送業）

被災者は、2tトラックの運転者であり、滋賀県甲賀市から愛知県方面に向けて運行していた。

出発後約40分経過時点、直線道路を走行中、前方で信号待ち中の4tトラックに追突したものの。

救急搬送され、集中治療室で治療が行われていたが、17日後に死亡したものの。



# 死亡災害事例⑤

## ◆ 令和7年8月発生（警備業）

災害発生当日、地域の夏祭りが開催されており、イベント全体の警備のため、約80名の警備員が現場に入場していた。

夏祭り終了後、被災者は、帰宅する一般客の交通誘導、雑踏警備業務に従事していたが、道路上、センターライン付近に立って、交通誘導を行っていたところ、走行してきた普通乗用車に激突された。救急搬送され、治療が行われたが、6時間後に死亡したものの。

# 死亡災害事例⑥

## ◆ 令和7年11月発生（運送業）

被災者は、軽貨物自動車を運転し、荷物の配送作業に従事していた。

山中の国道を走行中、緩やかなカーブにおいて、対向車線側にはみ出したことで、対向車線を走行していた大型トラックと正面衝突し、死亡したものの。

# 交通労働災害防止ガイドライン

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

## 交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 交通労働災害防止ガイドライン

交通労働災害防止に関する労働安全衛生法上の直接的な規制はないが、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が制定されている。

- 管理体制の整備
- 運行管理者、安全運転管理者の選任
- 労働時間、運転時間の管理
- 走行計画の作成
- 出発前点呼
- 交通安全教育
- 健康管理
- 荷役作業対策

# 新聞配達業の団体と共同で申入れ

令和6年度、新聞配達業での交通死亡災害の急増を受けて、滋賀労働局長は新聞配達業の団体の代表との共同により、新聞配達業の事業者、店舗に対して注意喚起を申し入れたもの。

令和6年12月4日

日本新聞販売協会近畿道支部委員会各位

(一社)日本新聞販売協会近畿道支部長  
滋賀労働局労働基準部健康安全課長

新聞販売業における労働災害防止対策の取組について(お願い)

時下、食糧におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は労働行政の推進につきまして、格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新聞販売業における労働災害につきましては、労働者様のご尽力により令和2年以降減少傾向にありましたが、令和5年は冬季に転倒災害が増加したこと等により大幅な増加となりました。

また、今年に入り交通事故により新聞配達員6名が被災し、うち3名が死亡するという交通労働災害が発生いたしました。これから冬季を迎えるにあたり、労働災害の増加が危惧される所です。更に、年齢別の労働災害の発生状況を見ますと、60歳以上の高齢労働者による労働災害が多く発生していることから、高齢労働者に対する労働災害防止対策につきましても重要な状況にあります。

つきましては、会員各位におかれましては、下記の重点対策について積極的に取組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、交通労働災害の防止について
- 転倒災害(業務中の転倒による重症)の防止について
- 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づき、高齢労働者の労働災害の防止について

担当：滋賀労働局労働基準部健康安全課  
課長補佐 市原健治  
TEL：077-622-6600  
FAX：077-622-6926

# 死亡災害事例⑦

◆ 令和6年1月発生（鉄骨造建築工事業）

鉄骨造工場建屋の新築工事において、鉄骨建方作業が行われていた。

被災者は、ラフタークレーンで吊上げられた鉄骨柱を鉄骨梁にボルトで固定するため、既に建方作業を終えた箇所鉄骨材から鉄骨大梁上に上り、作業場所に向かって歩いていたところ、5.8m墜落し、死亡したものの。



# 死亡災害事例⑧

## ◆ 令和7年6月発生（建設業）

被災者は、マンション新築工事現場において、配管設置業務に従事していた。

約10kgの配管材を持ち、各階の設置場所に運搬する作業を行っていたが、1階エレベーター乗場付近を通りがかった別の作業者が、エレベーターピット内で流血して倒れている被災者を発見したものの。

エレベーターは施工前の状況であり、昇降路、各階入口が開口部となり、手すり等が設置されていないかったもの。

# 死亡災害事例⑨

◆ 令和7年8月発生(畜産業)

被災者は、飼料用のトウモロコシの収穫作業に従事していた。

収穫したトウモロコシを保管するサイロにおいて、高さ約2.6mに積み上げた飼料の山にビニールシートを被せるため、飼料の山の上に登り、ビニールシートを引き上げていたところ、墜落したものの。

# 高所作業に係る安全対策

## ◆墜落による危険の防止(安衛則第518条)

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**足場等を設置**しなければならない。

また、高さが2m以上の箇所にある、作業床の端、開口部には、**手すり、囲い等を設置**しなければならない。

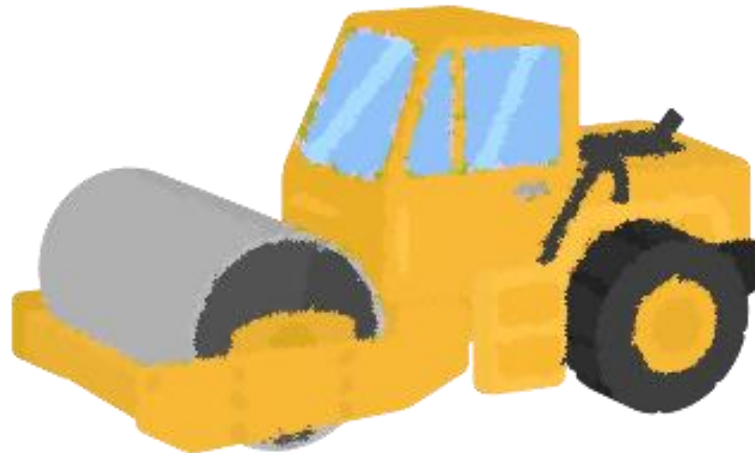
上記の足場等の設置が困難な場合、**墜落制止用器具**を使用しなければならない。

# 死亡災害事例⑩

◆ 令和6年9月発生（道路建設工事業）

道路舗装修繕工事において、碎石を敷いた路面を車両系建設機械であるローラーを使用して転圧する作業が行われていた。

運転者が後方確認後、ローラーを後退させたところ、走行範囲内の被災者に接触、全身挫滅により死亡したものの。



# 車両系建設機械との接触防止

## ◆ 労働安全衛生規則第158条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行う時は、**運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所**に労働者を立ち入らせてはならない。

ただし、**誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させる時はこの限りではない。**

# 死亡災害事例⑪

## ◆ 令和6年12月発生（木造建築工事業）

木造住宅新築工事において、ドラグショベル使用工程が終了したため、トラックで持ち帰るため、荷台に搭載する作業が行われていた。

被災者は、バケットで荷台を突き、クローラー前部を浮かすことで荷台に乗り上げようとした際、バランスを崩し、横転したものの。



# 用途外使用の禁止

## ◆ 労働安全衛生規則第164条

事業者は、車両系建設機械を、パワーショベルによる荷の吊上げ、コラムシエルによる労働者の昇降等、主たる用途以外の用途に使用してはならない。

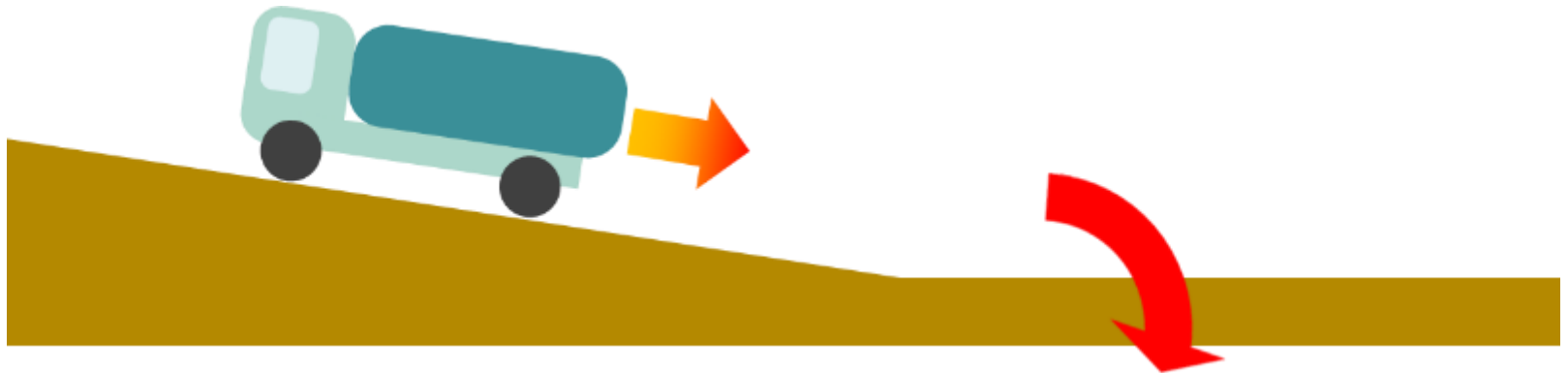
※ ドラグショベルの主たる用途は、土砂の掘削等であり、災害事例の様なトラック荷台への昇降は本来用途ではないこと。

# 死亡災害事例⑫

◆ 令和7年9月発生(運送業)

被災者は、工事現場に資材を運搬する業務に従事していた。

林道を走行中、対向車線をコンクリートミキサー車が走行してきたが、すれ違うことができない道幅がなかったため、道幅が広い場所まで後退していたところ、運転を誤り、路肩から車両ごと斜面に墜落したものの。



# トラックの運転に係る安全対策

## ◆労働安全衛生規則第151条の6

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト、構内の貨物自動車）を用いて作業を行う時は、車両系荷役運搬機械の転倒、転落による危険を防止するため、運行経路について、路肩崩壊、地盤の不動沈下の防止、幅員保持等の必要な措置を講じなければならない。

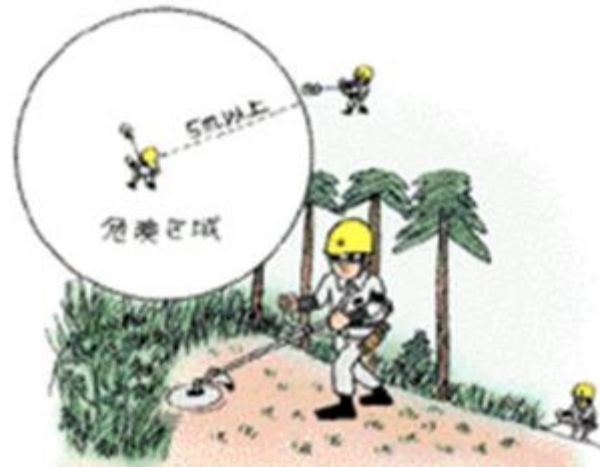
路肩等で車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合において、転落等により危険が生じるおそれのある時は、誘導者を配置し、誘導を行わせなければならない。

# 死亡災害事例⑬

◆ 令和6年3月発生（道路建設工事業）

山林中に道路を整備、敷設する工事において、立木の伐採作業が行われていた。

被災者は、伐採された枝を集める作業に1人で従事していたが、倒木の付近で倒れている状態で発見され、その後、搬送先の病院で脳挫傷等により死亡が確認された。



# 死亡災害事例⑭

## ◆ 令和7年10月発生(林業)

被災者は、山中で伐倒木の集積作業に従事していた。

伐倒木を持ち上げるため、木の下側に棒を差し入れ、別の伐倒木に左足をかけて力を入れたところ、足をかけていた伐倒木が動いたため、バランスを崩し転倒した。その際、腰部を強く打ったため、骨盤部を骨折し、出血性ショックにより死亡したものの。

# 伐木作業はリスク大

近年、滋賀県内では、伐木作業中の死亡災害が多発傾向にあるが（過去10年間で6件発生）、その内の半数は林業以外の業種において発生しているもの。

林業の労働災害発生率（年千人率）を他業種と比較すると、全産業で最も高く、年によっては製造業の10倍を超えており、伐木作業自体の労働災害リスクが極めて高いことを示している。

普段から伐採作業に慣れていない作業者であれば、なおのこと高リスクであるため、現場内の樹木の伐採等の作業は専門業者に依頼することが無難であること。

# 立木伐倒の合図

## ◆労働安全衛生規則第479条

事業者は、伐木の作業を行うときは、**一定の合図**を定め、関係労働者に周知しなければならない。

伐木の作業を行う場合において、対象となる立木の伐倒作業を行う労働者以外の労働者に危険を生じるおそれのある時は、伐倒作業を行う労働者に**合図を行わせ、他の労働者が退避したことを確認した後**でなければ、伐倒作業を行わせてはならない。

# 伐木作業等に係る安衛則の改正

- ① 従来、木の直系等で区分されていたチェーンソーによる伐木等業務に係る特別教育の統合
- ② 受口を作るべき立木の胸高直径を40cmから20cmに対象を拡大
- ③ かかり木処理の義務化、禁止事項の明確化
- ④ かかり木処理作業場所の下方への立入禁止
- ⑤ 立木伐木作業中、立木樹高の2倍を半径とする範囲内への他の労働者の立入禁止
- ⑥ チェーンソーによる伐木作業時、下肢の切創防止用保護衣着用の義務化

# 死亡災害事例⑮

## ◆ 令和6年7月発生（産業廃棄物処理業）

被災者は、廃棄物である古紙やペットボトル等をブロック状に圧縮成型する設備の運転業務に、別の作業者と2名で従事していた。被災者は、圧縮対象の種類を変更する際等において、設備内部および周辺の清掃業務を担当し、もう1人は設備の運転を担当していた。

もう1人の作業者が、被災者が内部の清掃作業を完了しているものと思い、設備の動作を行ったところ、実際は、被災者はまだ設備内部で作業を行っていたため、設備の動作部にはさまれ、死亡したものの。

# 死亡災害事例①⑥

## ◆ 令和6年9月発生（産業廃棄物処理業）

被災者は、再生砕石プラントにおいてコンクリートガラの破砕作業に従事していた。

再生砕石プラントのコンベアに不具合が発生したが、被災者はコンベアの動作を止めることなく、不具合の解消を行おうとしたところ、コンベアの回転部に被災者の身体の一部が巻き込まれ、コンベアに引き込まれ、死亡したものの。

# 掃除等の場合の運転停止

## ◆ 安全衛生規則第107条

事業者は、機械の掃除、給油、検査、修理、調整の作業を行う場合において、危険を及ぼすおそれのある時は、機械の運転を停止しなければならない。

機械の運転を停止した時は、当該機械の起動装置に錠をかける、起動装置の掲示板を取り付ける等、作業従事者以外の者が機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

※ 短時間での調整等の作業にも適用

# コンベアの安全装置

## ◆ 安全衛生規則第151条の78

事業者は、コンベアについては、労働者の身体の一部が巻込まれる等、労働者に危険が生じるおそれのある時は、非常の場合に直ちにコンベアの運転を停止することができる装置(非常停止装置)を備えなければならない。

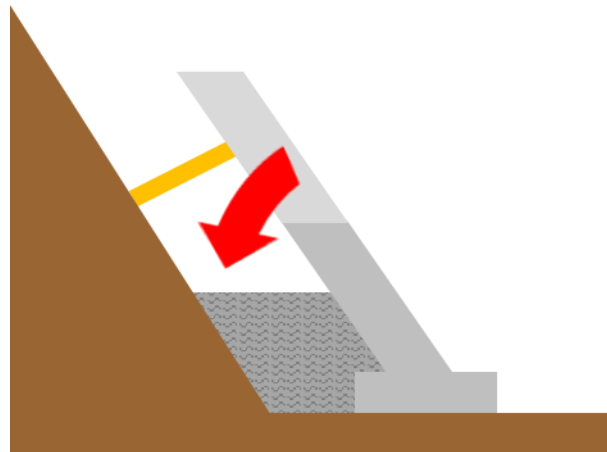
※ 巻き込まれた作業者が、自らの操作でコンベアの動作を非常停止することができる必要があること。

# 死亡災害事例⑰

◆ 令和6年10月発生（道路建設工事業）

道路拡幅工事において、地山の法面に擁壁を設置する作業が行われていた。

被災者は、擁壁ブロックを仮設する作業を行っていたが、ブロックのサポート材が外れたため、地山とブロックの間に入ったところ、ブロックが倒れ、はさまれたもの。



# 物体の落下による危険防止

## ◆ 労働安全衛生規則第537条

事業者は、作業のため物体が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある時は、**防網の設置**、**立入禁止区画**を設定する等の措置を講じなければならない。

※ 物体の垂直方向への落下だけではなく、水平方向への飛来についても同様の措置が必要であることに注意。

# 死亡災害事例⑱

◆ 令和7年3月発生(畜産業)

被災者は、競走馬訓練施設の馬場において、取扱馬を曳いていたところ、馬が突然暴れだし、後ろ足で背部を蹴られ負傷したものの。

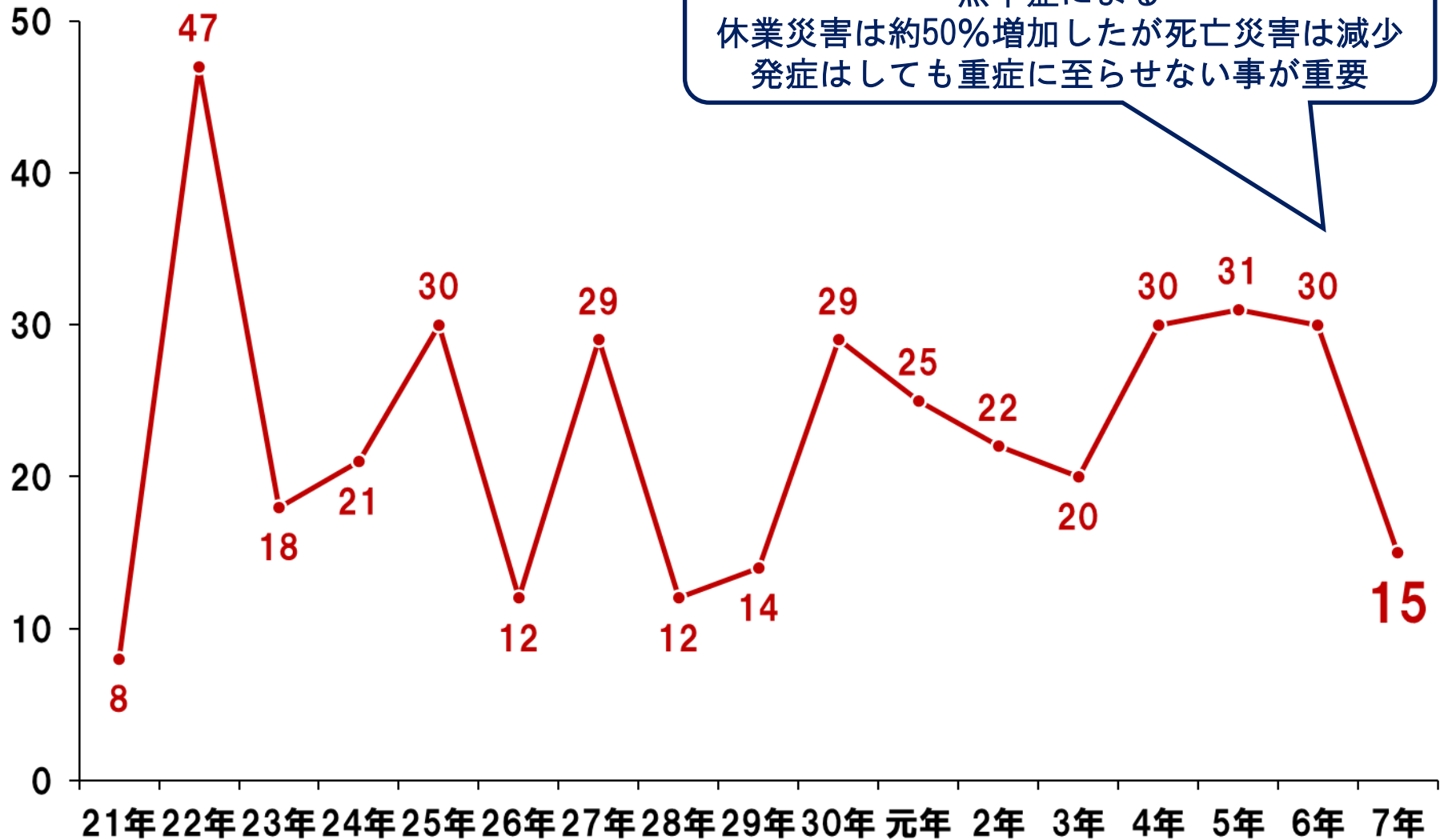
その後、入院先の病院で肺塞栓を発症し、死亡したものの。

# 熱中症災害防止対策 について

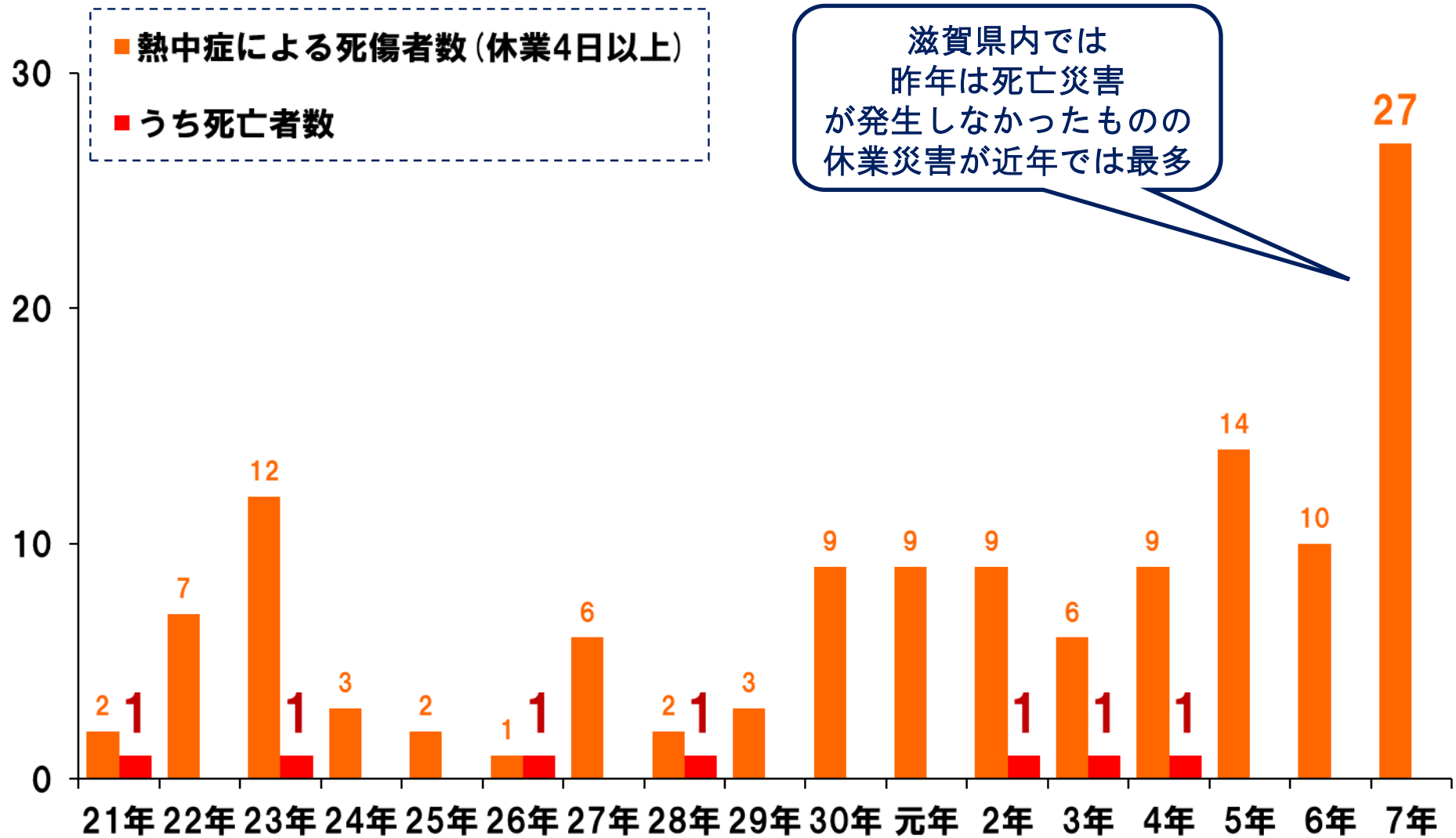
# 熱中症災害発生状況

# 熱中症災害発生状況(全国 死亡)

熱中症による  
休業災害は約50%増加したが死亡災害は減少  
発症はしても重症に至らせない事が重要



# 熱中症災害発生状況(滋賀県)



# 熱中症による死亡災害事例①

## ◆ 令和4年7月発生(警備業)

被災者は、工事現場の警備員として、現場出入口での工事車両の入退場の際の交通整理、ダンプトラックへの積込作業中の周辺警備等の業務に従事していた。

午前中の作業を終え、自らが所有する自動車内において昼休憩を取った後、午後からの作業を再開しようとしたが、熱中症を発症しており、立ち上がれない状況であった。

救急搬送され、治療を受け、当初は意識がはっきりしていたが、7日後に死亡したものの。

# 熱中症による死亡災害事例②

◆令和2年7月（金属製品製造業）

被災者は、塗装された鉄骨の仕上げを確認する作業に1人で従事していた。

他の作業者が、鉄骨塗装作業場付近を移動していたところ、倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが、病院で死亡したものの。死因は熱中症と診断された。

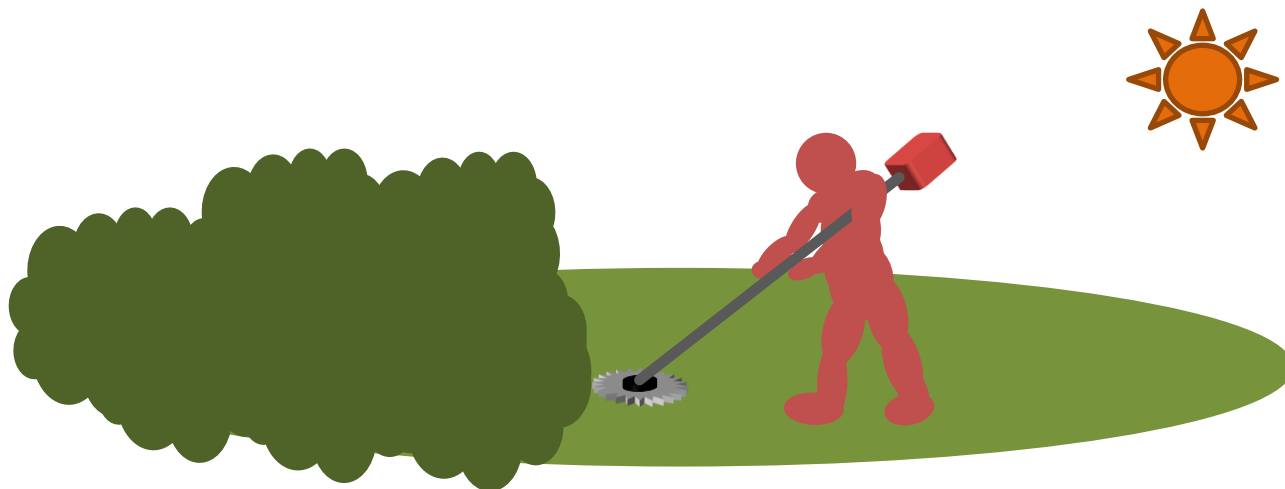
作業場所は、屋根があるものの3方向に壁が存在せず、屋外に近い環境であった。

# 熱中症による死亡災害事例③

## ◆平成28年6月発生(清掃業)

草刈作業等を行っていた労働者が、作業後嘔吐し、救急搬送されたが、翌々日に死亡した。熱中症を発症したものと推定される。

作業当日のWBGT値（暑さ指数）は最大28.4℃（午後2時）であった。



# 熱中症による死亡災害事例④

◆平成26年7月（屋根補修工事）

民家の屋根補修工事において、熱中症による死亡災害が発生したものの。

被災者は、他の労働者3名とともに老朽化した瓦のはつり作業を終えた後、1人で建屋周囲の清掃作業を行っていた。他の作業者は屋根上での作業を継続していたが、いつの間にか被災者の姿が見えなくなったことに気付き、周囲を探したが発見できなかった。その後、約400m離れた路上で倒れている被災者が発見されたが、搬送された病院で死亡したものの。

# 熱中症による死亡災害事例⑤

## ◆平成25年5月（道路工事業）

名神高速道路の維持修繕工事において、熱中症の疑いのある死亡災害が発生。

被災者は、中央分離帯の防草作業に従事していた。朝9時頃から作業が開始され、途中休憩を挟んだ11時30分頃、被災者が体調不良を訴え、休憩していたが、体調が戻らず、痙攣、嘔吐が見られたため、病院へ搬送されたが、救急車内で心肺停止状態になったもの。（その後一旦蘇生したものの、3日後に死亡したもの）

# 熱中症による死亡災害と対策

平成30年に実施された、全国における熱中症による死亡災害29件の調査の結果、熱中症対策等の実施状況は以下のとおりであった。

- WBGT値による管理 3/29
- 被災者の熱順化 15/29
- 事業場による水分、塩分の提供 15/29
- 定期健康診断の実施 20/29

熱中症対策は十分ではないケースが多い

# 熱中症（症状）

# 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿環境下において、体内の水分、塩分等のバランスが崩れたり、体温の調整機能が破綻する等して発症する障害である。

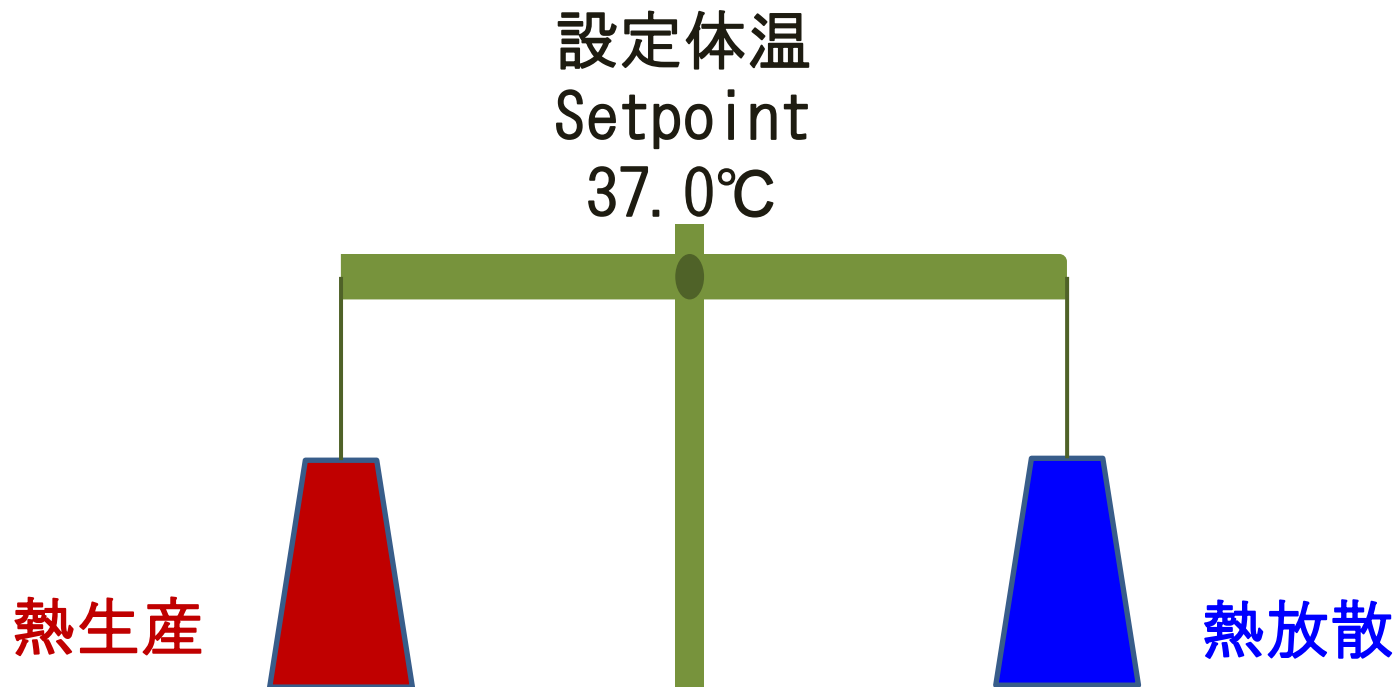
- I 度                      めまい、熱失神、大量の発汗  
応急処置で対応可      熱痙攣（筋肉の硬直等）
- II 度                      頭痛、不快感、嘔吐  
病院への搬送              熱疲労（倦怠感、虚脱感）  
を要する
- III 度                      意識障害、運動障害、高体温
- IV 度                      特に深部体温40℃以上等の最重症  
入院治療を要する



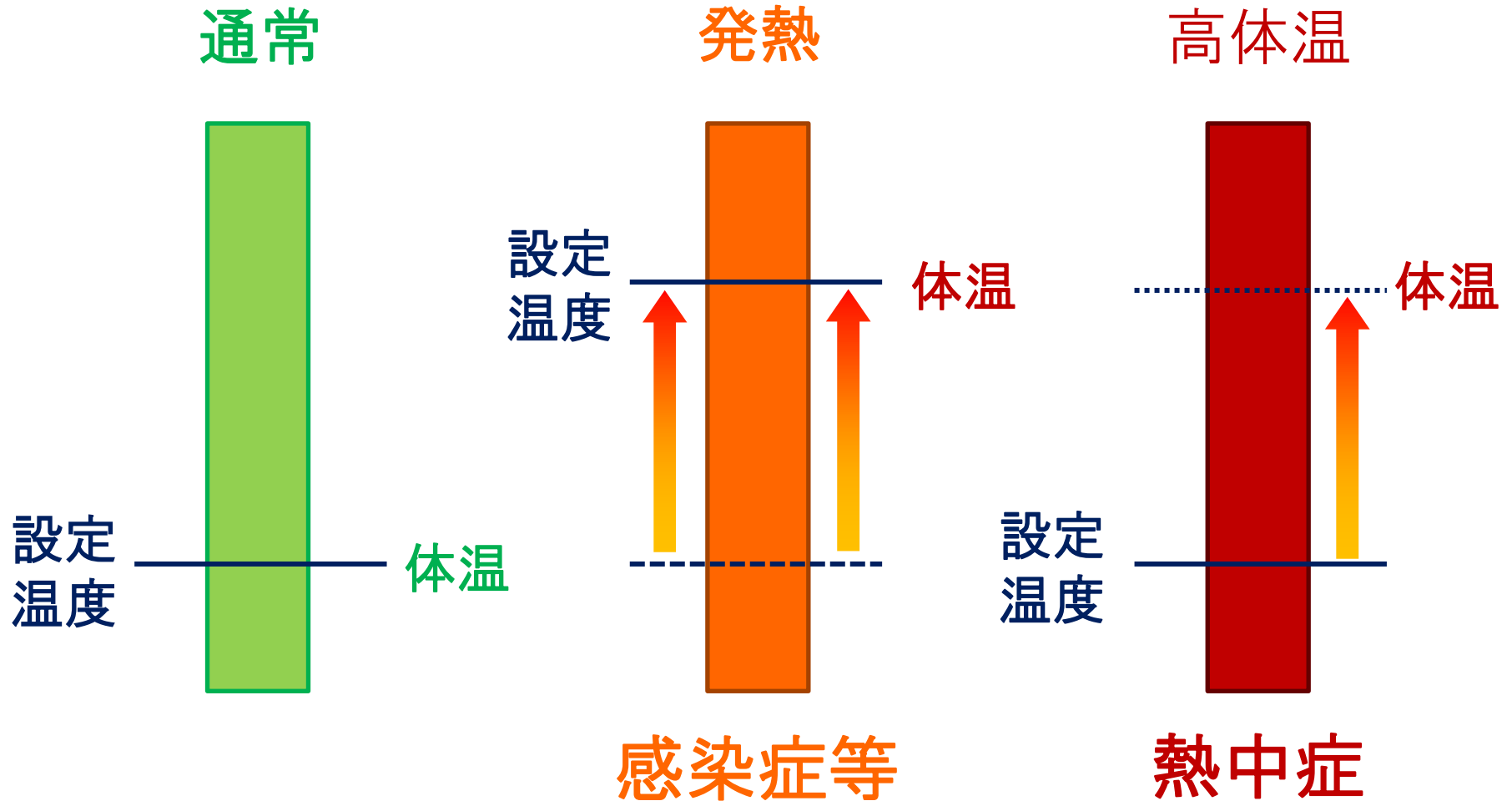
重症度大

# 体温の調節

人間の体温調節を行っているのは、視床下部視索前野の**体温調節中枢**が行っている。体温調節中枢は、設定温度 (Set Point) を定め、体温がその温度を維持できるように、**熱生産**と**熱放散**のバランスを取っている。



# 発熱と高体温の違い



# 熱生産と熱放散

## ◆ 熱生産

脂肪組織、筋組織より熱が発生

安静時 100kcal/時

→ 熱放散がなければ、体温が1.1°C/時上昇

## ◆ 熱放散

① 発散 発汗：湿度75%以上で無効

発汗1ℓ=580kcal

② 放熱 赤外線放射

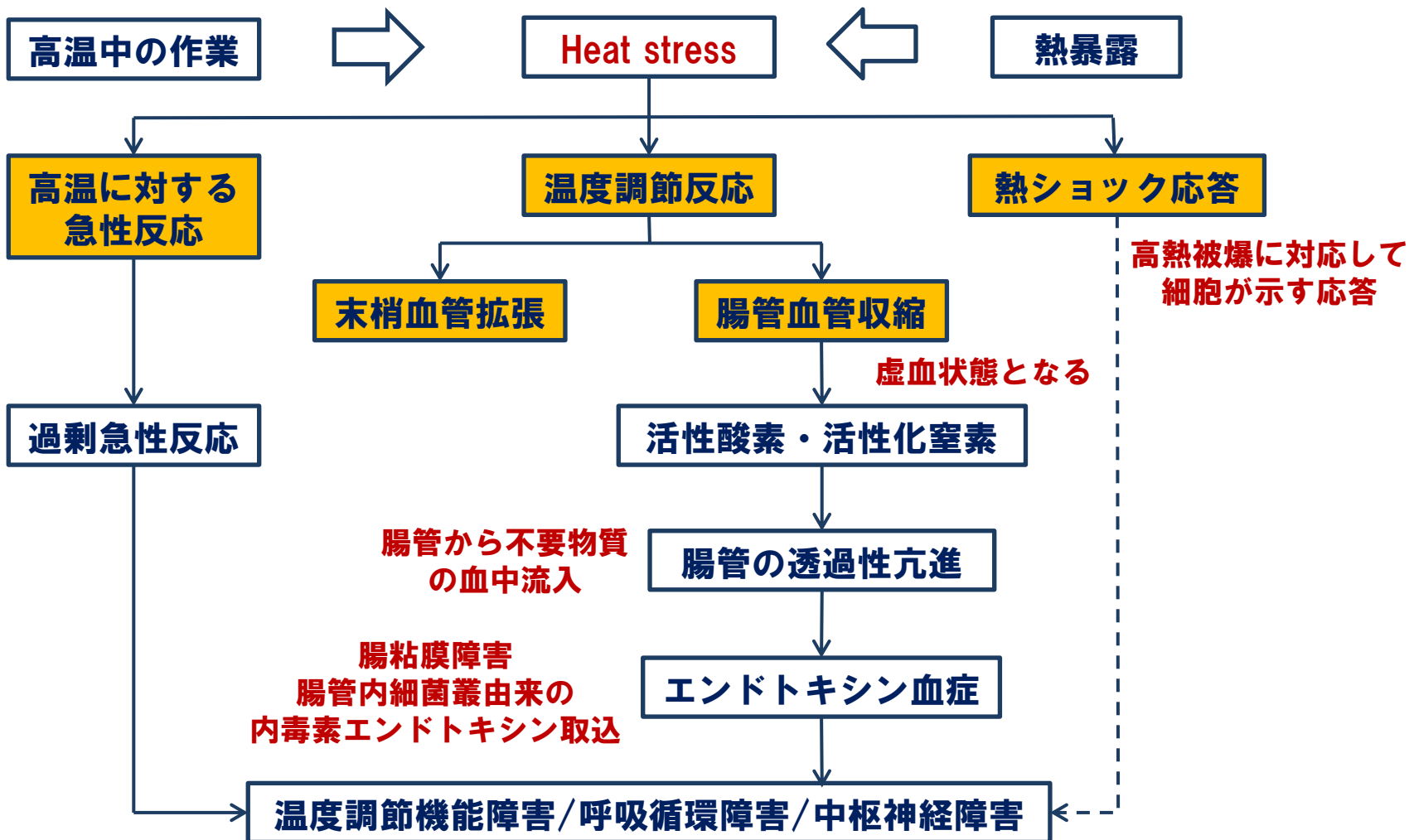
③ 伝導 直接熱移動

④ 対流 空気への熱移動



効果大

# 熱中症の症状の進行



炎症性サイトカインによる多臓器不全 播種性血管内凝固症候群 体のあちこちで血液が固まる

# 熱中症に係る規制

# 熱中症防止に係る規制

- 法的規制
  - 安衛則として最低限順守すべき事項
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱（令和8年3月19日まで）」
  - 厚生労働省労働基準局長通達
- 「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン（令和8年3月19日以降）」
  - 上記要綱の内容を充実させガイドラインに改変
- 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」
  - 単年度の実施事項をまとめたもの

# 労働安全衛生法 による規制

# 法的規制（作業環境測定）

## ◆ 安全衛生規則第587条、607条

事業者は、以下の屋内作業場については、半月以内毎に1回、定期的に気温、湿度、輻射熱を測定しなければならない。

- 溶鋳炉等により鋳物、金属等の精錬を行う屋内作業場
- キュポラ、るつぼ等により鋳物、金属、ガラス等の溶解を行う屋内作業場
- 焼鈍炉、加熱炉等により鋳物、金属、ガラス等の過熱を行う屋内作業場
- 陶磁器、レンガ等を焼成する屋内作業場

# 法的規制（作業環境測定）

- 鋳物の焙焼、焼結を行う屋内作業場
- 加熱された金属の加工を行う屋内作業場
- 溶融金属の運搬、鋳込を行う屋内作業場
- 溶融ガラスの成型を行う屋内作業場
- 加硫器によりゴムを加硫する屋内作業場
- 熱源を用いる乾燥室内
- 多量の蒸気による染色槽を使用する屋内作業場
- 給湿環境で紡績、織布を行う屋内作業場

# 法的規制（温湿度調節）

## ◆ 安全衛生規則第606条

事業者は、暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等の適切な温湿度調節の措置を講じなければならない。

※ 本条文は屋内事業場のみが対象となり屋外の建設現場等は対象とならない。

また、暑熱とは28℃以上、多湿とは相対湿度85%以上を指すもの。

# 法的規制（輻射熱からの保護）

## ◆ 安全衛生規則第608条

事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等が存在するときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又は、その輻射熱から労働者を保護する措置（隔壁、保護眼鏡、頭巾、保護衣等）を講じなければならない。

また、当該作業場において作業に従事する労働者以外の者に対して、溶融炉等の輻射熱からの保護措置を講じる必要がある旨を周知しなければならない。

# 法的規制（発汗作業に係る措置）

## ◆ 安全衛生規則第617条

事業者は、多量の発汗を伴う作業場所においては、労働者に与えるため、塩及び飲料水を備えなければならない。

# 熱中症防止対策に係る規則改正

従来、熱中症防止対策に係る条文は前述のとおりと最低限の対策を求めるにとどまっていた。

熱中症による休業4日以上での労働災害は全国的に増加傾向にあり、特に、死亡災害については3年連続で30人超と高止まり傾向が続いている。

熱中症による死亡災害発生原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによる重症化であることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないことを目的として、今回の規則改正が行われたもの。

# 体制整備 関係作業者への周知

## ◆ 安全衛生規則第612条の2第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業（WBGT値28度以上又は気温31度以上で連続1時間以上又は1日4時間を超える場合）等、熱中症を生じるおそれのある作業を行うときは、予め、熱中症の自覚症状を有する場合、熱中症を生じた疑いがあることを他の者が発見した場合、その旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者（労働者に限定しない）に対して当該体制を周知しなければならない。

# 熱中症発生時の連絡体制（例）

## 熱中症緊急連絡先

1 総務課 内線〇〇

2

3

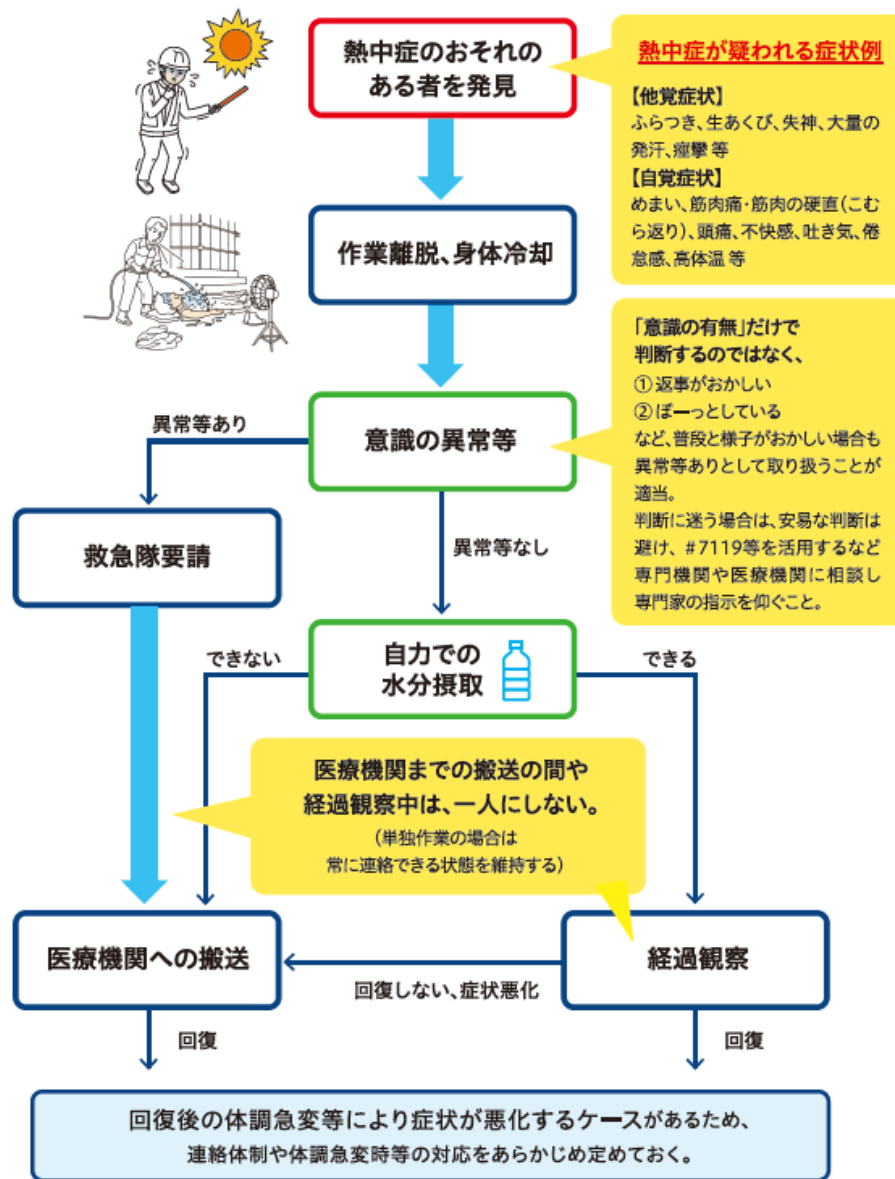
4

# 重篤化を防止するための措置

## ◆ 安全衛生規則第612条の2第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等、熱中症を生じるおそれのある作業を行うときは、予め、**作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察、処置を受けさせる等、熱中症の症状の悪化を防止するため必要な措置の内容、手順を定め、当該作業に従事する者（労働者に限定しない）**に対して**当該措置の内容、手順を周知**しなければならない。

# 熱中症の症状がある場合の対処法(例)



# 熱中症防止対策 ガイドライン

# 熱中症防止対策ガイドラインの策定

熱中症防止に関する実際的な対策は、従来、「職場における熱中症予防基本対策要綱」により示されていた。

近年の熱中症の増加傾向を受け組織された検討会において、「一律の対策ではなく、複数のオプションから事業場毎に業種、業態に応じた適切な対策を選択できる包括的な対策が望ましい」と答申が出された。

それを受け、令和8年3月18日付で「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が新たに発出されたもの。

# ガイドラインの構成

- 目的、対象等
- 熱中症リスクの評価
  - 有害性要因の特定
  - WBGT値の測定、把握
  - 熱中症リスクの評価、検討
- 熱中症リスクに応じた措置
  - 労働衛生管理体制の確立
  - 作業環境管理
  - 作業管理
  - 健康管理
  - 労働衛生教育

# ガイドラインの目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法と相まって、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等の具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種、業態に応じて適切に選択して取り組むことを促し、職場における熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的とする。

事業者、作業従事者（労働者に限定しない）、注文者、作業場所の管理者等においても、本ガイドラインを参考に熱中症災害防止に取り組むことが望ましい。

# 安全衛生管理体制（安衛委員会）

安全衛生委員会（労働者数50名未満の事業場においてはそれに準ずる組織）を活用し、事業場における熱中症防止対策の中心とし、春頃から夏期の熱中症防止対策について労使で協議を行うこと。

委員会において熱中症防止対策を決定した際は、その内容について労働者に確実に周知を行うこと。

秋冬期の委員会においては、夏期に講じた対策の効果を検討し、次年度対策に反映させることが重要であること。

# 安全衛生管理体制（管理者）

事業場における熱中症対策の直接の担当者である熱中症予防管理者として衛生管理者を選任し（労働者数50名未満の事業場においては安全衛生推進者）、以下の業務を統括させる等により、熱中症防止に係る責任体制を確立する。

- 作業（場所）ごとに適用するWBGT基準値の決定
- WBGT値に加える着衣補正值の決定
- WBGT値の低減対策の検討、実施
- 各作業従事者の暑熱順化状況の確認
- 作業開始前において作業従事者の体調確認

# 安全衛生管理体制（管理者）

- 作業場所のWBGT値の把握、WBGT基準値との比較による評価。
- 上記の評価結果に基づき、必要に応じて連続作業時間の短縮等、熱中症防止措置を検討する（実施の決定は事業者が行う）
- 職場巡視を行い、作業従事者の水分、塩分の摂取状況の確認
- 退勤後に体調が悪化するということについて注意喚起を実施
- 熱中症に関する労働衛生教育の実施

# 有害性要因の特定

熱中症リスクを評価する前段階として、職場内の熱中症リスクとなり得る暑熱要因の存在を特定を行う。具体的な暑熱要因としては以下の4要因が挙げられる。

- 身体からの熱生産の上昇要因
  - 身体作業負荷（作業強度）
- 身体からの熱放散の阻害要因
  - 高温、多湿な作業環境
  - （休憩を取らず）連続作業
  - 通気性、透湿性の低い衣服

# WBGT値の計測、把握

熱中症リスクの評価において最も基本的な事項としてWBGT値の把握がある。WBGT値は暑熱環境による熱ストレスを評価する指標であり、温度に湿度、太陽光の影響を加味したもの。

WBGT値は作業場内にWBGT指数計を設置する等により実測することが望ましいが、直射日光、高温熱源等が存在しない屋内に限定されるが、換算式から求めることも可能（気温33度、湿度60%でWBGT値は30となる、気温が1℃、湿度が5%上昇する毎にWBGT値が1上昇）。



# 熱中症予防情報サイト

English | 中文簡體 | 中文繁體 | 한국어 | [モバイル版](#) | 

## 熱中症予防情報サイト

[ホーム](#) | [全国の暑さ指数](#) | [熱中症特別警戒情報](#) | [暑さ指数について](#) | [熱中症対策](#) | [普及啓発資料](#) | [関係府省庁の取組](#) | [民間事業者との取組](#)

[お知らせ一覧](#) | [メンテナンス情報](#)

### お知らせ

※令和8年度の暑さ指数(WBGT)・熱中症警戒アラート等の情報提供は、4月22日(水)から10月21日(水)まで実施いたします。

※気象庁の京上地域気象観測所(徳島県三好市)について、令和7年9月4日付で東祖谷地域気象観測所(同県同市)として移設されました。移設に伴う情報提供地点の変更を踏まえ、令和8年4月22日から本サイトで使用する地点番号の変更等を行います。変更内容については[こちら](#)をご参照ください。

※第3世代移動通信方式(3G)のサービスが令和8年3月31日に終了することから、環境省熱中症予防情報サイトの「携帯版」サイトを令和8年3月31日に廃止します。なお、ご利用される携帯電話の機種によっては廃止までの間に「携帯版」サイトにアクセスできない場合がありますのでご注意ください。また、3Gサービス終了後は、パソコンやスマートフォンから「パソコン版」サイトまたは「モバイル版」サイトのご利用をお願いします。

### 熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)・熱中症警戒アラート(熱中症警戒情報)

#### 発表状況

4月6日(月)5時発表

きょう[4月6日]	あす[4月7日]
 <p>令和8年度の熱中症警戒アラート等の発表は 4月22日(水)14時より開始予定です</p>	

沖縄地方 | 小笠原諸島

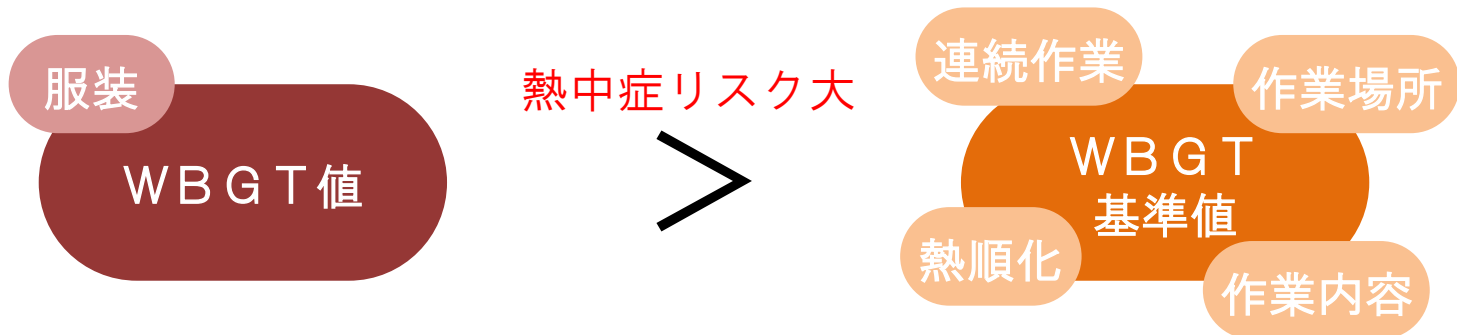
サイトから全国の  
WBGT値が把握可能

# 熱中症リスクの評価、検討

測定、算出したWBGT値を基に作業者の服装に関する補正を行い、最終的なWBGT値を決定する。

次いで、作業場所、作業内容、連続作業時間、暑熱順化の有無等の要素からWBGT基準値を決定する。

これら2つの数値を比較し、最終的なWBGT値の方が大きい場合は、熱中症リスクが高いことを表しており、概ね3以下にする必要がある。



# 作業者の服装によるWBGT補正值

服装種類	WBGT補正值
作業服	± 0
つなぎ服	± 0
単層ポリエチレン不織布つなぎ服	+ 2
単層SMS不織布つなぎ服	± 0
織物衣服二重着用	+ 3
つなぎ服 + 不透湿性エプロン	+ 4
単層不透湿つなぎ服（フードなし）	+ 1 0
単層不透湿つなぎ服（フード付）	+ 1 1
作業服 + 単層不透湿つなぎ服（フードなし）	+ 1 2
フード	+ 1

# WBGT基準値

区分	例	暑さ指数	
		熱に順化している人	熱に順化していない人
0 安静	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安静</li> <li>• 楽な座位</li> </ul>	33℃	32℃
1 低代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)</li> <li>• 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)</li> <li>• 腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)</li> <li>• 立位でドリル作業(小さい部品)</li> <li>• フライス盤(小さい部分)</li> <li>• コイル巻き</li> <li>• 小さい電機子巻き</li> <li>• 小さい力で駆動する機械</li> <li>• 2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き</li> </ul>	30℃	29℃
2 中程度代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]</li> <li>• 腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)</li> <li>• 腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)</li> <li>• 軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする</li> <li>• 2.5 km/h~5.5 km/h での平たんな場所での歩き</li> <li>• 鍛造</li> </ul>	28℃	26℃
3 高代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 強度の腕及び胴体の作業</li> <li>• 重量物の運搬</li> <li>• ショベル作業</li> <li>• ハンマー作業</li> <li>• のこぎり作業</li> <li>• 硬い木へのかんな掛け又はのみ作業</li> <li>• 草刈り</li> <li>• 掘る</li> <li>• 5.5 km/h~7 km/h での平たんな場所での歩き</li> <li>• 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする</li> <li>• 鋳物を削る</li> <li>• コンクリートブロックを積む</li> </ul>	26℃	23℃
4 極高代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 最大速度の速さでのとても激しい活動</li> <li>• おの(斧)を振るう</li> <li>• 激しくシャベルを使ったり掘ったりする</li> <li>• 階段を昇る</li> <li>• 平たんな場所での走る</li> <li>• 7km/h 以上で平たんな場所を歩く</li> </ul>	25℃	20℃

# 作業環境管理 (WBGT値の軽減)

WBGT値がWBGT基準値を上回っている作業(場所)、過去に実際に熱中症が発生した作業(場所)等、熱中症リスクが高いと考えられる作業(場所)にはWBGT値の低減対策を講じること。

- 高温熱源と作業者の間に遮蔽物等を設置
- 屋外作業場においては、直射日光、照り返しを遮る簡易な屋根等を設置
- 適度な通風を行うとともに、冷房装置、ミストシャワー等による散水設備等の設置
- 屋内作業場における冷房装置には、除湿機能が付属していることが望ましい

# 作業環境管理（休憩場所の整備）

熱中症の発症、重篤化防止には、身体冷却が有効であるため、作業場所の近くには冷房を備えた休憩場所（屋外等で制約が存在する場合は最低限日陰が必要）を以下に留意し設置する。

- 可能な限り作業場所の近くに設置
- 利用者が足を延ばし横になれる広さを確保
- 氷、アイスラリー、シャワー等の身体冷却用品を配置
- 飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を配置（糖、塩分把握可能な物が望ましい）
- 緊急連絡先、対処方法等の掲示

# 作業管理（作業計画）

暑熱環境下において作業を行う場合は、最初に以下の事項を含む**作業計画**作成する。

- 実測した（予想される）WBGT値、作業内容を反映したWBGT基準値で評価した熱中症リスク
- 実施する熱中症防止対策
- 休憩時間（連続作業時間）
- 作業中止基準
- 作業従事者ごとの状況（新規入場者、長期休暇明け等）を考慮した暑熱順化プログラム

# 作業管理（作業時間）

暑熱環境下では作業の休止、休憩時間を密にし、連続作業時間を短縮することが望ましい。

休憩時間の目安として、WBGT値とWBGT基準値との差から以下が示されている。

WBGT基準値を大きく上回る場合は、作業環境の改善もしくは身体作業レベルの軽減により熱中症リスクを低減させる必要性がある。

WBGT値－WBGT基準値	休憩時間(1時間当たり)
0 以下 (WBGT値 ≤ WBGT基準値)	規定なし(通常作業と同程度)
1 超過	15分以上
2 超過	30分以上
3 超過	45分以上
4 以上超過	作業中止が望ましい

※ 暑熱順化済の作業者基準であり、未順化者はより長い休憩時間が必要。

# 作業管理（暑熱順化）

人間の身体には暑熱環境に対して順化する（慣れる）機能が備わっている（暑熱順化の有無をWBGT基準値では1-5相当と評価、重筋作業ほど効果大）。そのため、作業者が暑熱順化できていない時期である梅雨あけ等に熱中症が多発する傾向がある。

作業者が暑熱順化するには7日以上かかることとされているため、気温が上昇してから最初の1週間程度を暑熱順化期間とし、徐々に身体負荷、連続作業時間を増加させることが望ましい。

暑熱順化は熱への曝露が中断すると徐々に失われ、4日後には顕著に喪失するとされている。

# 作業管理（プレクーリング）

WBGT値が高い暑熱環境下において、作業環境の改善、作業強度の軽減のいずれも困難な場合においては、作業開始前（あるいは休憩中）に予め深部体温を下げ、作業開始後の体温上昇を抑えるプレクーリングを検討する。

プレクーリングの方法としては、手足、体幹を氷等で冷却する方法もあるが、アイススラリー（流動性の高い氷状飲料）を摂取する方法が一般的である。



# 作業管理（水分、塩分補給）

前述の安衛則第617条により、暑熱作業場には水分、塩分の備え付けが義務付けられ、水、スポーツドリンク、塩飴等の用意が必要となる。

「喉が渇く」という自覚症状を感じた時点で水分、塩分の不足が相当進んでいる場合があるため、自覚症状の有無に関わらず作業前、中には定期的に水分、塩分等を補給するとともに、熱中症予防管理者が確認することが望ましい。

補給量の目安は以下のとおり。

- スポーツドリンク：30分毎 100-200ml程度
- 水（+塩分）：30分毎 100-200ml程度

# 作業管理（服装）

作業の性質上、服装に通気性を持たせることが困難な場合（全身保護衣等）を除き、熱を吸収し、保熱しやすい服装は避け、**通気性、透湿性の良い服装**の着用を基本とする。

直射日光下の屋外で作業を行う場合は、**通気性の良い帽子、ヘルメット**を着用し、**空調服**等を採用することが望ましい。

最近では、水冷やペルチエ素子等による身体冷却機能を有する装備も販売され、高い効果を有する製品も存在するが、それのみで熱中症を完全に防止できるものではなく、他の対策も併せて実施する必要があること。

# 作業管理（作業場の巡視）

熱中症予防管理者等は、各作業者の水分、塩分摂取状況を確認するとともに、健康状態（顔色、心拍数、体温、尿の回数、色等）を確認するため、作業場内を定期的に巡視し、積極的に声掛け等を行うこと。

特に、一人作業場所で熱中症を発症した場合、長時間放置されてしまう可能性があるため、より密に巡視を行うとともに、ウェアラブル端末を活用する等も検討すること。

作業者同士は互いの健康状態を意識し、異変を感じた際は、躊躇なく担当者に連絡するよう教育、周知を行っておくことが重要である。

# 健康管理（日常の健康管理）

熱中症の発症例を見ると、当日あるいは前日に食欲低下、下痢、感冒様症状等の比較的軽微な体調変化が先行し、暑熱ばく露により急激に重症化する例が多く見られる。また、睡眠不足、前日の過度な飲酒、朝食の未摂取等も熱中症発症に悪影響を与えらる。と考えられる。

熱中症予防管理者等は、作業開始前において各作業者の当日の体調に異変がないかどうか確認し、熱中症の早期発見を図るとともに、日常の健康管理、熱中症の具体的症状に関する教育を行い、作業員自身による熱中症発症の早期の気づきを促すこと。

# 健康管理（定期健康診断）

熱中症の発症に悪影響を与える可能性のある疾病として、糖尿病、高血圧、心疾患、腎不全、精神、神経系疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等（疾病のみならず服用している医薬品が悪影響を与える可能性もある）があり、これらを基礎疾患として有している作業者は**本質的に熱中症リスクが高い**と考えられる。

定期健康診断においても、これら疾病と関連する血糖検査、尿検査、血圧に係る検査が行われているため、熱中症予防管理者（衛生管理者）は、これら項目の有所見者を把握し、注意を払う必要があること。

# 熱中症防止に係る労働衛生教育

熱中症防止対策を的確に行うためには、熱中症予防管理者、職長等（現場で作業従事者を指揮する者）、作業従事者のそれぞれに対し、次頁からの熱中症に係る労働衛生教育を実施することが望ましい。

教材として、厚生労働省が運営している「熱中症ポータルサイト」に掲載されているものが使用できるものが活用できるもの。

# 熱中症防止に係る労働衛生教育

## ◆ 熱中症予防管理者向け労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の概要</li><li>・ 職場における熱中症の特徴</li><li>・ 体温の調節</li><li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li></ul>	30分 ※ 基礎知識により15分に短縮可
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症リスク要因とWBGT</li><li>・ 作業環境管理</li><li>・ 作業管理</li><li>・ 健康管理</li><li>・ 労働衛生教育</li><li>・ 熱中症予防対策事例</li></ul>	150分 ※ 基礎知識により75分に短縮可
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 報告体制の整備、周知</li><li>・ 手順等の作成、周知</li><li>・ 緊急時の救急処置方法</li></ul>	15分
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の災害事例</li></ul>	15分
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の関係法令等</li></ul>	15分

# 熱中症防止に係る労働衛生教育

## ◆ 職長等（現場の作業指揮者）向け労働衛生教育

事 項	範 囲	時 間
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の概要</li><li>・ 職場における熱中症の特徴</li><li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li></ul>	10分
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 作業環境管理</li><li>・ 作業管理</li><li>・ 健康管理</li><li>・ 熱中症予防対策事例</li></ul>	25分
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 報告体制の整備、周知</li><li>・ 手順等の作成、周知</li><li>・ 緊急時の救急処置方法</li></ul>	10分
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の災害事例</li></ul>	10分
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の関係法令等</li></ul>	5分

# 熱中症防止に係る労働衛生教育

## ◆ 作業従事者向け労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の概要</li><li>・ 職場における熱中症の特徴</li><li>・ 体温、体液の調節</li><li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li></ul>	短時間で繰り返し教育することが望ましい
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ WBGTの意味</li><li>・ 現場での熱中症予防活動</li></ul>	
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急時の救急処置方法</li></ul>	
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の災害事例</li></ul>	

# 熱中症ポータルサイト



The screenshot shows the homepage of the Heatstroke Prevention Portal Website. The browser address bar displays <https://neccyusho.mhlw.go.jp>. The page header includes the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) and navigation links for HOME, 職場でおこる熱中症, 暑さ指数について, 報道発表資料, 講習会, 事例紹介, e-learning, and リンク集. The main content area features a large banner with the text "学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報". Below this, there are three illustrations: a worker drinking water, a worker using a cooling vest, and a worker resting. To the right, a yellow box highlights the "働く人の今すぐ使える熱中症ガイド" (Heatstroke Guide for Workers) for small businesses, with a "CLICK" button. Below the banner, a section titled "職場における熱中症予防対策の周知事業" (Publicity of Heatstroke Prevention Measures in the Workplace) lists recent news items. On the right side, there is a thumbnail for the "働く人の今すぐ使える熱中症ガイド" and a "動画で学ぶ" (Learn from Videos) section.

熱 職場における熱中症予防情報

https://neccyusho.mhlw.go.jp

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!  
職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け  
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

目次

CLICK

職場における熱中症予防対策の周知事業

新着情報

- 2024.4.24 [自分でできる熱中症予防](#)をアップしました。
- 2024.2.27 [令和6年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱](#)をアップしました。
- 2024.2.27 [令和6年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」](#)を実施します。
- 2024.2.27 [令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」\(速報\)](#)をアップしました。
- 2023.5.29 [令和5年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱\(改訂版\)](#)を公表します。
- 2023.5.18 [最新の知見を元に作成された「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」](#)をアップしました。

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

動画で学ぶ

職場における熱中症の予防対策について専門講師が

# 熱中症を発症した場合

熱中症を疑う症状が見られる場合は、まず涼しい場所で休憩させ、飲料水を摂取させ、数分間様子を見て、医療機関への搬送が必要かどうかの判断を行う。但し、言動が不自然であるとき等は至急、医療機関に搬送する必要がある。

医療機関への搬送が必要ない場合は、以下の条件を**いずれも満たす場合**となる。

- 意識がはっきりしていること
- 自分で水分等が摂取できていること
- 休憩により、症状が回復傾向にあること

# 救急措置

医療機関への搬送が必要である場合、救急車の到着まで、以下の救急措置を行う。

- 涼しい場所で、衣服を緩め、体表面を露出し、水でぬらし、送風する。
- 水分、塩分の補給を行う。
- 頸部、脇の下、股の内側等の動脈が通っている箇所を氷のう等で冷やす。
- 体温、心拍数の測定を行い、測定時刻とともに記録を行う。
- 救急措置時の体勢は、脳血流の確保を行うため、横向きか、仰向けに寝かせる。

# STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

# STOP！熱中症クールワークキャンペーン





職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取扱		

## 準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>労働衛生管理体制の確立</b></p> <p><input type="checkbox"/> 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立</p>   | <p><b>暑さ指数 (WBGT) の把握の準備</b></p> <p><input type="checkbox"/> JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検</p>         |
| <p><b>作業手順・作業計画の策定</b></p> <p><input type="checkbox"/> 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定</p>   | <p><b>設備対策の検討</b></p> <p><input type="checkbox"/> 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討</p>       |
| <p><b>休憩場所の確保の検討</b></p> <p><input type="checkbox"/> 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討</p>   | <p><b>服装の検討</b></p> <p><input type="checkbox"/> 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討</p> |
| <p><b>教育研修の実施</b></p> <p style="font-size: 8px;">ガイド・教育動画 e-learning</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者、作業者に<br/>対する教育を実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 8px;">   </div> | <p><b>緊急時の対応の事前確認</b></p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知</p>  |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会  
【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係団体（予定）

# STOP ! 熱中症クールワークキャンペーン

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
1

**暑さ指数の把握と評価**

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効



STEP  
2

**測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>暑さ指数の低減</b> 準備期間に検討した設備対策を実施         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>服装</b> 準備期間に検討した服装を着用         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>プレクーリング</b> 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>暑熱順化への対応</b> 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>日常の健康管理</b> 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認         </div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>休憩場所の整備</b> 準備期間に検討した休憩場所を設置         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>作業時間の短縮</b> 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>水分・塩分の摂取</b> 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携帯させる等を考慮)         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>健康診断結果に基づく対応</b> 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>作業中の作業者の健康状態の確認</b> 巡視を頻繁に行い声をかける、「ハ(デ)ィ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導         </div>
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> <b>異常時の対応</b> あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、<b>全身を濡らして送風</b>することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)         </div>	

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R.B.2)

102

# 工作物石綿事前調査者 資格の新設

# 工作物石綿事前調査者

従来、工作物については、事前調査自体は行う必要があり、電子申請による結果報告も必要であったが、事前調査実施者に特段の資格を求めているなかった。

令和8年1月1日以降に着工する工作物（特定工作物に限る）について事前調査を行う場合、新設された、工作物石綿事前調査者の有資格者でなければ調査を行うことができないもの。

特定工作物以外の工作物については、工作物石綿事前調査者に加え、一般、特定建築物石綿含有建材調査者等も調査を行うことが可能。

# 工作物の種類と調査資格

区分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
<p><b>特定工作物</b> 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号)</p>	<p>① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)</p> <p>⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)</p>	<p>工作物石綿事前調査者</p> <p>・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p>
<p><b>特定工作物以外の工作物</b></p>	<p>上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。</p>	

# 工作物石綿事前調査者講習

工作物事前調査者の資格を取得するためには、**工作物事前調査者講習**（合計11時間）を受講する必要がある（建築物石綿含有建材事前調査者の資格を所持している場合は、講習科目の一部免除を受けることができる場合がある）。

滋賀県内では、現状、公益社団法人滋賀労働基準協会（滋賀県大津市打出浜13-15）のみが講習を開催していること。

滋賀労働局  
労働基準監督署  
が展開する各種施策

# ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では、ゼロ災滋賀ロゴマークを制定し、事業場での使用を奨励している。滋賀労働局のHPにおいて、卓上カレンダー等のデータと併せて公開している。

